

平成24年3月28日

株式会社 Wedding Dreamer

代表取締役 高柳さおり殿

社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 丹野美絵子



ご 連 絡

当協会からの平成24年2月16日付「ご連絡」に対し、貴社から平成24年3月12日付「ご回答」（以下「本件回答書」といいます）をいただきました。ご対応ありがとうございます。

当協会にて貴社からの上記回答書を検討した結果、下記のように思料しますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、下記の点について、平成24年4月20日までに、書面にてご回答いただきますようお願い致します。

なお、本「ご連絡」ならびに貴社からのご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

記

第1 新規約案「5. 挙式・披露宴の取消料」における「お見積額（サービス料を除く）」に外注品及び別注品等も含むとの取扱いについて

挙式・披露宴を取り消す場合の取消料を規定する同条項において、179日目以降に取り消す場合の取消料は、同条項に規定する実費・外注商品の解約料・別注品のほかに、「お見積額（サービス料を除く）」に一定の割合をかけて算出した金額を徴収する取扱いとされています。

本件回答書の第1(5)によれば、同条項の「お見積額」には、外注品及び別注品も含むとのことですが、同条項において、特に、⑧30日目以降15日までは「お見積額（サービス料を除く）」の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注商品等の解約料の額、別注品の全額」、⑨14日目以降前日までは「お見積額（サービス料を除く）」の50%及び納品済み物品等の実費並びにその他外注商品等の解約料の額、別注品の全額」と規定されています。これらの規定によれば、貴社は、実費、外注商品等の解約料の額、別注品の全額を徴収したうえに、さらに、これらの実費、外注品、別注品を含んだ見積金額に45～50%の割合をかけた金額を徴収できることとなります。このような取扱いでは、消費者がこの期間にキャンセルする場合、取消料として、実費、外注品、別注品については、実際の額の約1.5倍もの金額を徴収されることになり、この規定により取消料を負担させられる消費者からすれば、実費等の二重取りであるとの疑いを抱かざるを得ません。

また、④「179日目以降120日まで」から⑦「59日目以降31日まで」までの期間についても、「お見積額(サービス料を除く)の〇%及び印刷物等の実費」と規定されており、上記⑧及び⑨の期間と同様に、印刷物等の実費を徴収したうえで、さらにこれらの実費、外注品、別注品を含んだ見積金額に一定の割合をかけた金額を徴収する扱いとしています。この点、新規約案別表の「外注商品一覧」によれば、貴社が外注商品等の仕入れ・手配を行うのは、同一覧表記載の日であると説明されております。消費者が挙式・披露宴予定日の30日前より以前である上記④から⑦の期間にキャンセルする場合、貴社においては、未だこれら外注品等の仕入れ・手配すら行っていない段階ですので、これら外注品等について何ら損害が発生したとは考えられないのに、これらの外注品等を含んだ金額に一定の割合をかけて取消料を算定するのは、極めて不合理ではないでしょうか。

印刷物等の実費、外注商品、別注品については、別途取消料が規定されていますので、本条項の「お見積額」には、サービス料のほか、これらの実費、外注商品、別注品を除く取扱いとしていただくよう申し入れます。

第2 その他

申込直後のキャンセルについて、本件回答書の第2で、(1)申込日から3日以内に申込金の払込みがあった場合に契約が成立することを明記して「申込後入金前にキャンセルする場合には取消料が発生しない」ことを明確にしたこと、(2)「挙式・披露宴予定日の1年前以降のキャンセルについても、お申込日から起算して5日以内のキャンセルについては、挙式・披露宴予定日からの日数を問わず、取消料を一律お申込金の25%とする」との規定を新たに設けるとの回答をいただきました。

これらの点については、消費者が契約を熟慮する期間について一定程度配慮いただくものと考えられますので、当協会も評価しております。

以上

本件連絡先：東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03-3448-9736

FAX : 03-3448-9830